

鳥取市私立幼稚園・認定こども園教育研修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園・認定こども園教育研修補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、私立幼稚園及び認定こども園教員を対象とした研修事業を支援することにより、幼児教育の振興及び私立幼稚園及び認定こども園教員の資質の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象となる者は、鳥取市内の私立幼稚園と認定こども園で組織される鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会（以下「私立幼稚園協会」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、私立幼稚園協会が行う私立幼稚園教職員を対象とする教育研修会の開催に要する経費とする。ただし、食糧費に係るものは除くものとする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付の申請は、毎年3月1日までに行わなければならない。

(交付決定)

第7条 本補助金の交付の決定は、原則として、交付の申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告)

第8条 本補助金の実績報告は、事業を実施した年度の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。